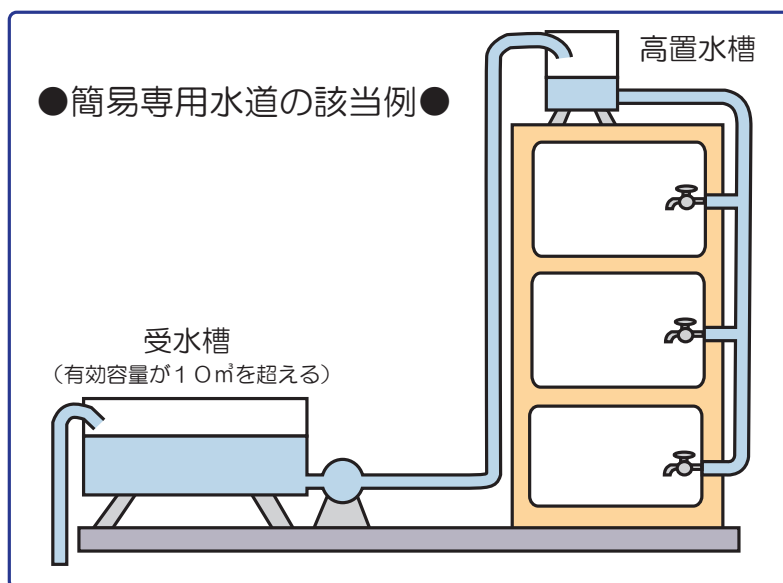


# 簡易専用水道の衛生管理

受水槽をもつ水道のうち、受水槽の有効容量が10 m<sup>3</sup>を超えるものは、水道法で「簡易専用水道」とよばれます。簡易専用水道の設置者は、水道法に基づき毎年1回、厚生労働大臣の登録を受けた検査機関による検査を受検する義務があります。安心して飲める水を確保するために定期的な清掃・点検等、衛生的な管理が義務付けられています。

## 簡易専用水道とは

東京都などの水道から供給される水だけを水源として、その水をいったん受水槽にためてから給水する水道のうち、**受水槽の有効容量の合計が10m<sup>3</sup>を超えるものを「簡易専用水道」といいます。**

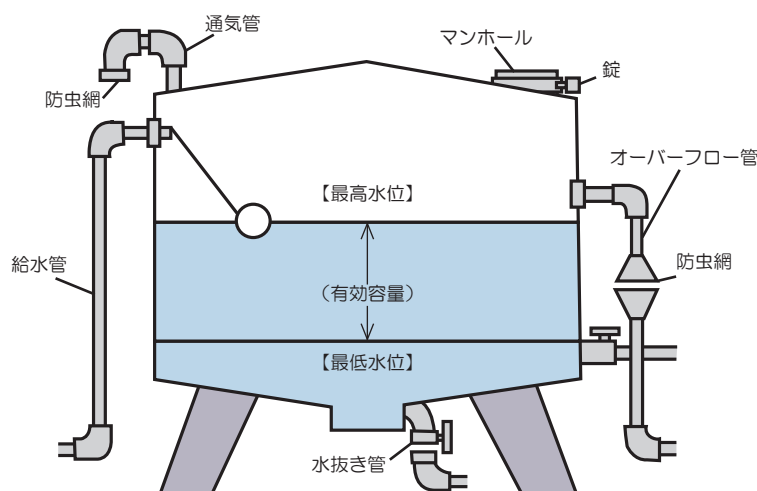


※ 有効容量とは、受水槽の最高水位と最低水位の間に貯留され、適正に利用可能な水量のことです。なお、受水槽の容量は1日の使用量の半分程度、高置水槽では1/10程度が目安です。必要以上にためておくと塩素による消毒効果が減少し、細菌等による汚染の危険が増加するので注意が必要です。

※ 有効容量が10m<sup>3</sup>以下の受水槽は、「小規模給水施設」といい、「台東区小規模給水施設の衛生管理指導要綱」で衛生管理に必要な事項を定めています。

## 受水槽とは

ビル・マンション・学校・病院や、多量の水を使用する建物などで、水道局から水道管を通して送られてきた水をいったんためておく容器のことです。



●受水槽の構造●

# 必要な衛生管理 ～水道法等で定められていること～

## 1. 法定検査の受検（水道法第34条の2第2項）

設置者は、**毎年1回以上定期に**厚生労働大臣の登録を受けた検査機関に依頼して検査（有料）を受けなければいけません。この検査は、施設の衛生状態や図面・書類などをチェックします。

### 【主な検査の内容】

- ①水槽等の外観検査：水槽等の点検や、その周辺の状況についての検査
- ②書類検査：設備等の関係図面、水槽等の清掃記録、日常の点検・整備の記録等の検査
- ③水質のチェック：給水栓における水の臭気、味、色、色度、濁度及び残留塩素の検査

設置者は、**検査結果を速やかに保健所に報告してください。**（東京都台東区水道法施行細則第10条）。また、検査機関から、特に衛生上問題があるため保健所に報告するよう助言を受けた場合は、直ちに保健所に報告する必要があります。

なお、**法定検査を受けないと罰則が適用されることがあります。**（水道法第54条）

検査機関については、厚生労働省ホームページでご確認ください。

(URL) <https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/topics/bukyoku/kenkou/suido/suishitsu/02a.html>



## 2. 衛生的な管理（水道法施行規則第55条）

設置者は、施設を衛生的に管理する義務があります。設置者が直接管理しない場合でも、管理者を決め、責任の所在を明確にして、次の点について衛生管理を行ってください。

### （1）貯水槽の清掃

受水槽、高置水槽の清掃を**毎年1回以上定期**に行ってください。  
（清掃は、水槽壁面の掃除や内部の消毒等を行います。専門的な知識技能が必要なため、建築物衛生法に基づく建築物飲料水貯水槽清掃業の事業登録を受けている業者に委託することが望ましいです。）

### （2）施設の点検等

水槽の点検を行う等、有害物・汚水によって水が汚染されるのを防止するために必要な措置を講じなければいけません。



# 望ましい管理

## ～水の安全を確保するために指導していること～

簡易専用水道は多くの人を利用する施設です。水の安全を確保するため、水道法で定められている管理基準のほか、次のような管理を行ってください。

### 1. 施設の点検・整備

有害物・汚染等によって水が汚染されるのを防止するために、**施設の点検を月1回行いましょう。**また、地震や台風など水質に影響を与えるおそれがある事態が発生したときには、速やかに点検しましょう。主な点検内容は、次のとおりです。

- 水槽周囲の整理整頓
- 水槽の破損・亀裂の有無
- マンホールの密閉・施錠
- オーバーフロー管、通気管の防虫網の設置
- 水槽内部の状態

### 2. 水質検査の実施

#### (1) 水の状態の観察（毎日）

水の安全を確認するために、末端給水栓の蛇口から透明なガラスコップに水をくみ、**水の色、濁り、におい、味**をチェックしましょう。

#### (2) 残留塩素の測定（7日以内ごとに1回）

専用の測定器により、残留塩素濃度が0.1 mg / ℓ以上であることを確認しましょう。残留塩素が検出されなかったり、急激に低下した場合は、水が汚染されている場合があります。

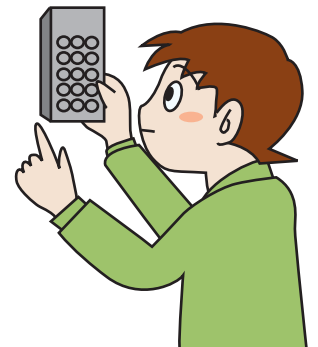
水の状態に異常があった場合は、台東保健所に相談してください。

#### (3) 水道法水質基準についての水質検査（年1回）

年に1回は水質検査を行い、安全を確認しましょう。

#### 【水質検査の項目（9項目）】

一般細菌、大腸菌、塩化物イオン、有機物（全有機炭素（TOC）の量）、pH値、味、臭気、色度、濁度



### 3. 図面・書類の保管

施設の図面は常時保管し、水槽の清掃記録、点検記録、水質検査の記録は5年間保存しましょう。施設の図面や過去の管理記録があると、施設の改修や更新をする際に大変役に立ちます。

## 保健所への届出について

次の場合は、保健所へ報告をしてください。（東京都台東区水道法施行細則第9条、10条）

- (1) 簡易専用水道による給水を開始したとき。
- (2) 簡易専用水道を変更又は廃止したとき。
- (3) 厚生労働大臣の登録検査機関の検査（法定検査）を受検したとき。  
（検査機関が代行して報告を行うことがあります。）



## 汚染事故が起きたときは

水質に異常を認めたとときや、給水された水により健康を害するおそれがあると分かったときは、次のような措置をとらなければいけません。（水道法施行規則第55条）

- (1) 水質に異常を認めたとときは、水質基準のうち必要な項目について水質検査を行う。
- (2) 給水された水により健康を害するおそれがあると分かったときは、直ちに給水を停止し、関係者（使用者など）に周知する。

また、水質の異常のほか、事故が発生した場合は速やかに台東保健所に連絡してください。

## 災害時における受水槽の活用の注意点

受水槽は、本来の役割に加えて、災害時など緊急に水を要する場合に大きな役割を果たします。災害時における受水槽の活用の注意点を記しますので、今後の参考にしてください。

- ①受水槽を使用するときは、水抜き管または使用可能な貯水槽付近の蛇口から採水しましょう。
- ②高置水槽の水は、停電時でも活用できます。

施設の屋上など、高い位置にある受水槽は、汚染がなければそのまま利用できます。ただし、災害発生時に施設内の水栓が開いたままだと、水槽内の水はすぐに無くなってしまいます。

特に洗濯機に接続しているホースが外れて漏水していないことを確認する必要があります。

- ③使用前には、水の色、濁り、におい、味を調べ、残留塩素濃度を確認しましょう。

水槽の水を採ったら、まず、色、濁り、におい、味に問題がないことを確認してください。

また、残留塩素濃度が0.1 mg / ℓ以上あることも確認してください。

**台東保健所 生活衛生課 環境衛生 3847-9455**